伊丹市教育委員会

総合教育会議資料

伊丹市教育委員会
令和８年１１月６日

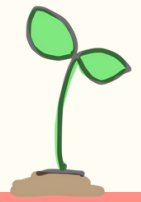



ICEC EK

【議題1】
次世代を担う児童・生徒の健やかな成長に向けて





（１）部活動地域展開の実施状況について

- 国の方針の下、子どもがやりたいことに取り組めるよう、多様なスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めてきました

理念

- 部活動と同様、地域クラブ活動においても生徒の選択を尊重することを基本に、生徒が自主的・自発的にやりたいことに取り組むことを大切にします

【部活動の意義】 中学校学習指導要領（総則部分、部活動記載部分を抜粋）

生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ･･･中略･･･教育課程との関連が図られるよう留意すること

【地域クラブ活動が目指す姿】 伊丹市における中学校部活動の地域移行に関する基本方針

- 校区に関わらず、生徒が自分のやりたいことを選んで活動できるようにします
- 専門性のある指導者の指導や気軽な活動など、ニーズに合わせた形を創ります

取組事項

夜間でも安全な活動	共通ルールの下、安全な地域活動	自転車移動時の安全確保	地域クラブの創設支援	学校・地域が共存「開かれた中学校」	経済的な理由による参加の断念を防ぐ
↓	↓	↓	↓	↓	↓
全中学校グラウンド照明施設の整備	中間支援団体と連携した研修	ヘルメット購入助成 駐輪スペース整備	スタートアップ支援補助金	セキュリティシステム改修	就学援助世帯への月会費支援制度

- その他こども未来全国大会等助成金の創設、地域クラブが参加する大会開催等、令和8年度当初予算における予算規模は約4.3億円

成果

学校部活動の種目数

22　運動部　12
　　文化部　10

地域クラブ活動の種目

61　スポーツ活動　36
　　文化芸術活動　25

子どもたちのニーズが高い、ダンスやプログラミングなどの活動が中学校で取り組むことができます

【令和８年９月１日時点】





生徒の地域クラブへの入会意思について

スポーツ・文化芸術活動への取組状況について生徒へアンケートを実施しました。

- 地域クラブへの入会は着実に進んでおり、入会が見込まれる生徒の割合は**目標入会率の60%に近付きつつあります**

1. 部活動の入部率（5月）

部活動に入っていますか？

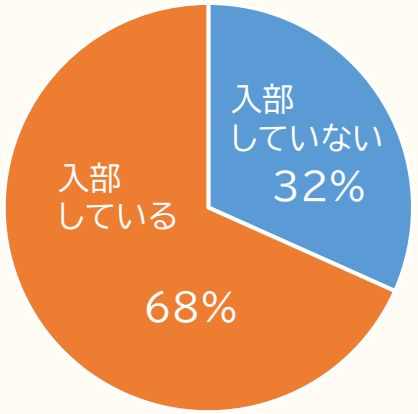

2. 地域クラブへの入会意向等に関するアンケート（9月）

地域クラブの入会意向

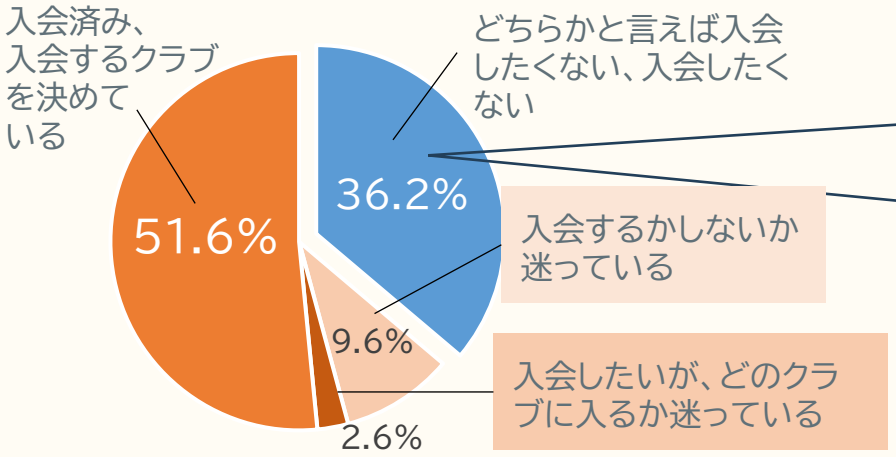

【入会意向がない生徒】

地域クラブ活動以外の
スポーツ・文化芸術活動への取組

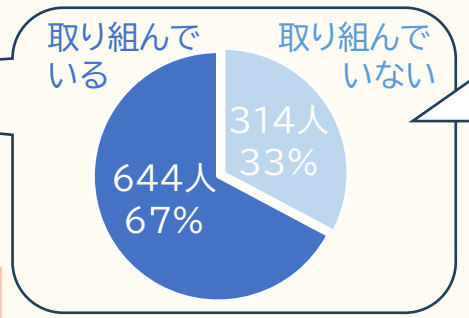

【取り組んでいる生徒の内訳（抜粋）】

自分の趣味や楽しみとして取り組む	33%
地域クラブとは別のクラブなど	27%
家族、地域の大人の方と取り組む	8%

【スポーツ・文化芸術活動に
取り組んでいない生徒】

放課後の過ごし方

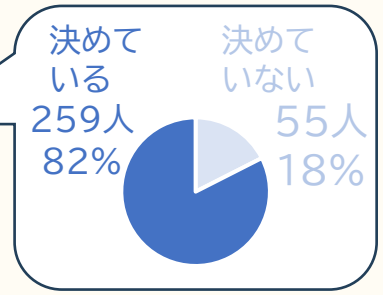

【決めている生徒の内訳（抜粋）】

自分の時間を大切にしたい	32%
自分で興味を持ったことを、勉強したり学んだりしたい	14%
塾や学習教室等を優先したい	13%

- 7月より運動部の登録クラブ活動が開始、10月より順次、文化部の活動が開始されます。
- 地域クラブ活動の**目標入会率は60%**であり、入会済み生徒等の割合は目標に及ばないものの、文化部の地域展開が進むにつれ、**「迷っている」生徒の参加が増えていくものと見込んでいます。**
- 部活動も地域クラブ活動も生徒の自主的・自発的な参加が前提であり、**生徒の選択を尊重することが基本です。**

対象：伊丹市立中学校1・2年生（対象者数：3，316人）
回答数：2，648人（回答率：79.9%）【令和8年9月25日時点】
方法：対象者全員に二次元コードを配布
調査期間：令和8年9月7日（月）～25日（金）



学校を拠点とする多様で持続可能なスポーツ・文化芸術活動の担い手等確保

現状と課題

- 各クラブの会員数に差があることから、会員数の少ないクラブでは人件費等の捻出に苦慮している
- 次年度の1年生の入会に向け、地域クラブの募集定員の拡大の必要があり、**担い手・指導者の確保に向けた支援**が必要

成果

地域に開かれた学校施設に、多様な担い手が参加しています

民間事業者の参画、柔軟な発想で小学生も参加

JACKPOT DANCE FACTORY 他3社

ダンス

4社の民間事業者が各校で活動、武道場を活用

官民連携による新たな活動

住友電工㈱

陸上競技

連携協定によりプロのコーチと教員がコラボ

子どものニーズにあった活動

モノコトLAB. MONOKOTO

プログラミング

ニーズが高い種目の一つ現役のエンジニアが指導

多様な法人が部活動種目を承継

社会福祉法人 あんさんぶる

吹奏楽

特別な支援が必要な生徒を積極的に受入

生徒の満足度が高い活動が展開されています

地域クラブ活動に対する生徒の受けとめ
（9月アンケート結果より）

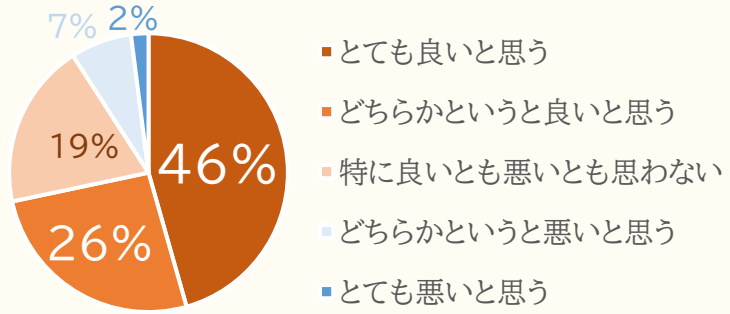

概ね4人に3人が地域クラブ活動が良いと回答しています

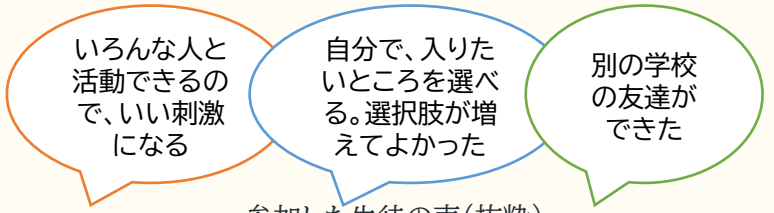

参加した生徒の声（抜粋）

地域展開の取組と成果を活かしながら、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の担い手・指導者の更なる確保に取り組む



（２）子どもの習い事応援事業の実施状況について

現　状

【令和８年９月１４日時点】

１．登録事業者数は概ね目標値を達成！

● 事業者登録状況

法人	任意団体	個人事業主	行政機関	計
43件	8件	43件	4件	98件

※指定管理者等含む。

教室公開事業者
98件

令和8年度目標値
100件

分類	教室型		訪問型		通信型		登録教室数	うち、利用実績のある教室
	市内	市外	市内	市外	市内	市外		
	111	17	0	1	0	7	**136教室**	
1文化･芸術教室	34	4	0	0	0	2	**40**	18
2スポーツ教室	31	11	0	0	0	0	**42**	31
3学習教室	40	2	0	1	0	5	**48**	29
4その他体験活動	6	0	0	0	0	0	**6**	4

２．利用率は低調につき、対策が必要！

● 認定･利用者状況

①対象者※1	②認定者数※2	③利用実人員	認定率(②÷①)	利用率(③÷①)
1,172人	505人	258人	43.09%	22.01%

令和10年度目標値
50%

● クーポン利用状況

④R8予算	⑤ｸｰﾎﾟﾝ交付額	⑥利用額(助成額)	執行率(⑥÷④)	利用率(⑥÷⑤)
48,000,000円	20,560,000円	7,215,360円	15.03%	35.09%

※１　対象者：４～６月の対象者としてＲ７就学援助受給者、７月以降の対象者としてＲ８就学援助受給者（学校教育課で把握する就学援助受給者数で算出）
※２　認定者：クーポン未利用者含む(年度末まで積み立て可)

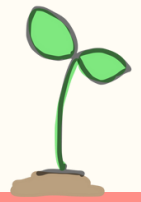



３．アンケートにより課題抽出、利用促進に向け対策強化！

アンケート

● 対象者アンケートの結果

〇対象　　:市の就学援助受給者等※1
（市立１７小学校、特別支援学校1校
国立大学１校）
（対象者数　1,116人）
〇回答者数:350人　（回答率:31.4%）
〇方法　　:文書で個別案内し、Ｗｅｂで回答
〇調査期間:令和8年8月27日(木)～9月11日(金)
※1　Ｒ７就学援助受給者でＲ８審査中の者等を含む

回答者のうち、クーポン申請済みと回答した方は、２６６人(７６%)
前ページ「現状」2に記載の認定率が、４３.０９%であることから、
既にクーポンを申請している方からの回答が多い傾向にある。

１．習い事の実施状況

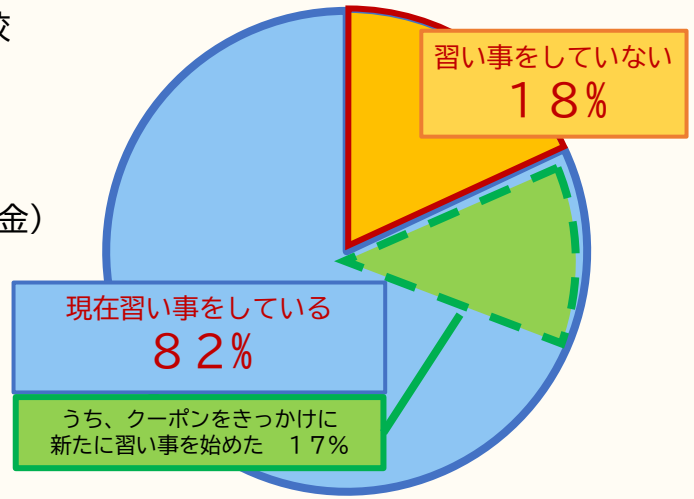

２．習い事をしない理由　※2

①習い事の費用負担が大きい　６８.９%
②送迎する時間がない　３７.７%
③子どもが習い事を希望していない　２６.２%

３．申請したが、クーポンを利用しない理由　※2

①登録教室の中に行きたい教室がない　７２.４％
②初期費用をあわせて８千円以上　１３.２％
②教室に知られたくない　１３.２％

※2　複数回答の設問で、回答の多かった上位３つを抜粋

今後について

【 課題 】
① クーポンを利用してもなお、費用負担が残る
② 行きたい教室が登録されていない
③ 教室に家庭の状況を知られたくない
④ 回答が無い方(特にクーポン未申請者)の実態が不明。

【 既に対応中の課題 】
⑤ 就学援助自体の申請漏れが多い

※3　アンケート回答者が利用している習い事の月謝等　(いずれも中央値)
月謝　８,２５０円　　初期費用　１５,０００円

【 対策 】
① 令和9年度より当初予算に係る交付費用の拡充を検討
② リクエストの多い教室や登録教室が少ない校区の教室を重点的に登録勧奨し、対象教室の拡充を図る
③ 費用の償還払いを検討
④ クーポンを利用していない保護者へ追加調査
⑤ 制度周知の際に、就学援助の申請も案内し、クーポン利用者に対しても申請漏れのないよう注意喚起を行う

【 その他 】
■ まなびポケットを使った全保護者への案内や、入学前の就学時健康診断や説明会での案内等、情報発信していく

【議題２】
先生が輝く、子どもが笑顔になる学校に向けて
～業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表について～





教職員の働き方改革を巡る動向

国の法改正により、市教育委員会に「働き方改革に係る計画策定」と「総合教育会議への報告」が義務付けられました。

R7・6　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）改正

待遇改善とセットで「働き方改革」など教師を取り巻く環境整備を推進することが定められる。

R7・9　文部科学省指針改正

学校と教師の業務の３分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

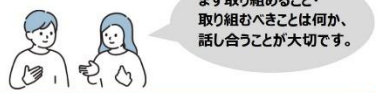

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. 調査・統計等への回答｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. 校舎の開錠・施錠｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. 校内清掃｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. 部活動｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. 給食の時間における対応｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. 授業準備｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. 学習評価や成績処理｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. 学校行事の準備・運営｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. 進路指導の準備｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

出典：文部科学省　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）

R8・4　伊丹市業務量管理・健康確保措置実施計画策定

年度ごと　実施計画を定め、進捗を管理



伊丹市教職員の時間外勤務の状況（年間）

平成30年度から様々な取組を実施した結果、7年間で教頭においては約4割縮減しました。
時間外勤務は着実に改善していますが、国が定める年360時間以内とすることについては課題が残ります。

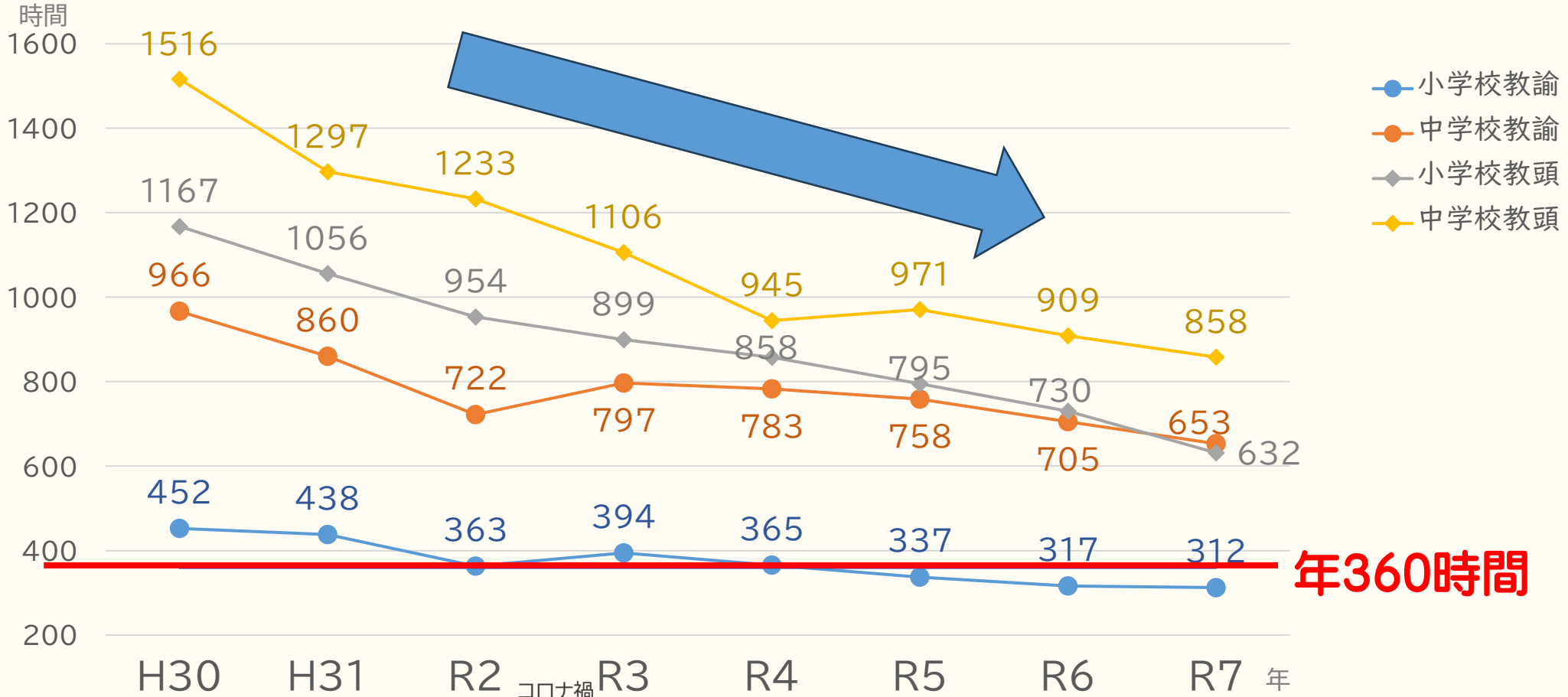

本市の取組

H30 伊丹市における「働き方改革」スタート
- 文書事務の効率化
- 出張の縮減、行事の削減

H31
- ノー部活デー
- ICT支援員配置

R2
- スクール・サポート・スタッフ全校配置
- 不登校対策支援員配置
- 文書事務の更なる効率化

コロナ禍

R3
- 勤務時間外対応の削減本格化（小学校）

R4
- 部活動の地域展開開始
- 管理職大量退職に伴う新任教頭増

R5
- 教頭時間外勤務縮減プロジェクトチーム始動
- グループウェアのさらなる活用
- AI採点システム

R6
- 学校施設の管理委託（施錠等）
- 通学体制管理システム（特別支援学校）



学校における働き方改革基本方針（伊丹市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）

国の指針を踏まえ、基本方針及び年度ごとの実施計画を定め、取組を進めています。

教職員の働き方改革によって実現すること

① 教職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランスの取れた生活
② 情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境
③ 「教職員が子どもと向き合う時間」の十分な確保による、学校教育の質の維持・向上

令和11年度までに（文科省指針で規定）

- 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教員の割合を100%にすることを目指す。
- 1年間における時間外在校等時間を360時間以下にすることを目指す。

「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

着手・学校徴収金等徴収・管理の改善
着手・保護者対応・相談のあり方に関する先進事例の研究

②教師以外が積極的に参画すべき業務

実施済・校舎の開錠・施錠委託
実施済・部活動の地域展開実施

③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

実施済・ロケーションフリー環境を活用した事務処理の推進
実施済・不登校対策支援員の配置時間増

学校における措置の推進

実施済・校務DXの加速化
実施済・標準授業時数を大幅に上回ることのない教育課程・計画
実施済・学校運営協議会で教職員の働き方改革について協議

教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

実施済・時間外勤務が多い教職員を対象に管理職による面談、医師による面接指導実施
実施済・有休取得増を目指した取組
実施済・ストレスチェックの結果の各所属での活用
着手・メンタルヘルス対策におけるラインケアの充実

優先順位を定めて事業化

総合教育会議を通じた市長部局との連携・協働

地域・保護者の学校運営への参画よりよい関係づくり



今後の展望

令和11年度に教頭を含む全教職員の時間外勤務を国が定める年360時間以内とすることについては課題が残るため、以下について重点的に取組を進めたい。

学校と教師の業務の３分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

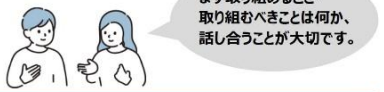

学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. **部活動**｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

出典：文部科学省　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）